

改善すべき点などがある案件(全案件を掲載)

無償資金協力

(注)本リストは、外務省、JICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。なお、現在係争中の案件については掲載していません。

No	国名	案件名	完了日	案件概要	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・教訓等
1	インドネシア	持続的沿岸漁業振興計画(平成19年度:供与限度額10.7億円)	H19.3.20	国内最貧州の一つである東ヌサトゥンガラ州の東フローレス県ランツカ郡に水産物流通拠点としての漁港施設の建設を支援し、水揚桟橋、連絡桟橋、小型漁船用水揚護岸、スリップウェイ、荷捌き棟、製氷棟等水産基盤施設整備を行う案件。技術支援として、漁港運営に係る組織運営・施設運営の技術指導、会計手続き等規則の作成支援も行った。	本事業で建設された施設の機能が十分に発揮されていない。	本事業で建設された施設の地方政府による運営体制が未整備であり。また漁港の運営方針が明確でないため。	現地事務所を通じ地方政府への働きかけを行ってきたが、平成23年に行った事後評価では状況の改善は確認されていない。	現地事務所を通じて引き続き地方政府に運営維持管理体制を整備するよう働きかけを行うとともに、漁港の利用状況に改善が見られない場合は、平成25年2月派遣予定である水産政策アドバイザーによるフォローアップを検討する。
2	カンボジア	シアムリアップ電力供給施設拡張計画(平成14年度:供与限度額21.31億円)	H16.2.24	シアムリアップにおける電力不足の解消、電力料金の引き下げを目的とし、新規発電所の建設、送電線の設置及び発電施設の保守管理要員の訓練等を行う案件。	平成19年12月以降、施設の運転が限定的となっている。	想定外の重油価格の高騰のため発電機の発電単価が高騰し、隣国タイからの輸入電力単価を上回ったため。	施設の効果的な活用につき大使館、JICAよりカンボジア政府に対し継続して働きかけを行っており、実施機関からはシアムリアップ州の配電地域を拡大する計画が示され、同計画内で同発電所を活用する方針が示されたが、燃料代の高騰のため、実現には至っていない。	本案件の期待される効果としての電気料金の低廉化は、発電に必要な重油の価格が高騰し、タイからの輸入電力単価を上回ったため実現できなかった。輸入電力などの要因についても、その影響と需要予測をこれまで以上に十分に考慮・検討する。
3	ネパール	カトマンズ上水施設改善計画(平成13年度:供与限度額10.4億円、平成14年度:供与限度額9.27億円、平成15年度:供与限度額2.77億円)	(第1期)H15.3.7 (第2期)H16.3.26 (第3期)H16.8.17	近年人口増加が著しいカトマンズ盆地の給水状況を改善するために、新たな浄水場等の建設及び既存の配水池等の増設を行う案件。	給水量の増加及び水質改善には一定の成果が見られる一方、取水量不足の問題が発生している。	下流に堰が設置されたこと等による浅井戸底面及び河床の透水性の低下等を原因とする取水量の低下。また、実施機関が取水量を増加させるため砂混じりの表流水を直接井戸に流入させたことにより取水ポンプが故障したこと等。	取水水量増加を目的として、担当コンサルタントが川床に埋設した集水のための有孔管の孔を追加する、追加の有孔管を設置する、浅井戸底面を下げる、などの試験的措置を取り、取水量の一定の回復が確認されたため、本格的な対策工事に着手したが、対策工事終了前の2006年後半に取水施設の上流に採砂場ができ、採砂場から流出した泥が河床に溜まり、河川水が地下に浸透しにくくなった。その後、大使館・JICAが先方政府に働きかけた結果、採砂場は閉鎖したものの、取水量が回復していない。今後の協力の可能性を検討すべく2010年8月下旬にJICAによる現状確認を改めて実施した。これを踏まえ、問題の分析を進め、2012年10月にフォローアップ協力のための調査を実施し、取水量改善に向けた対策を策定。2013年3月に着工済みである。	引き続き、提案された改善策についてフォローアップ協力等での対応を行う。 浄水場案件については、水源確保に重大な影響を及ぼす可能性のある要因について先方政府との間で、より緊密に調整を行う。
4	パキスタン	プラスチック技術センター整備計画(平成16年度:供与限度額8.04億円)	H18.3.2	プラスチック産業に従事する人材の技術向上のニーズを受けて、研修コースや技術指導の拡大を図るため、実験用機材、試験機材、一般補助機材の調達、ワークショップ棟の建設等を行う案件。	研修コースや技術指導の実施件数は当初設定した目標に至らず、事業実施前の実績を大きく下回る状況。	景気の低迷等によりプラスチック産業が当初見込みほど発展せず、企業からの研修ニーズが低下していること。	平成23年度フォローアップ協力により、同プラスチックセンターが最大限活用されるよう、改善に向けた行動計画の策定を支援。	これまでの働きかけを受けた相手国側の対応を注視していく。 特定の産業に関する研修を行う案件については、現地における産業の発展性について相手国政府及び国内企業と緊密な協議・情報収集を行う等可能な限り検証するほか、当該産業に関係する人員の能力向上に対する政府レベルの取組についてもよく確認する必要がある。完工後も定期的なモニタリングを実施していく必要がある。
5	バングラデシュ	下水道網整備計画(昭和63年度～平成2年:供与限度額50.22億円)	H4.3.14	ダッカ市において、下水道サービスを受けられるのは人口の約4分の1である。また既存の下水道施設のうち下水管渠は老朽化及び容量不足のため汚水漏れが多数発生し、ポンプ場も老朽化のため、円滑に移動していないものも多いことから、下水処理施設、老朽化が著しい一部ポンプ場の改修、一部既存幹線下水道網の整備を行う案件。なお、本件は給排水設備に関する法定耐用年数(15年)及びJICAの無償案件に関する事後監理方針で定められた事後監理年数(10年目まで)、フォローアップ年数(15年目)を経過している。	H12年度会計検査院決算検査報告において、1日当たりの下水処理量が、1998年46,844m3(処理能力の39.1%)、1999年40,995m3(同34.2%)、2000年40,977m3(同34.2%)となっていて、処理能力を大幅に下回っている状況であったと指摘。	バングラデシュ政府の財政状況が厳しく、予算の手当てが困難となり、無償資金協力の対象とした下水管以外で同国の実施機関が行うこととしていた下水管の破損箇所の補修や下水管渠等の清掃が十分実施されていなかったため。	施設の効果的な活用につき大使館、JICAより先方政府に対し継続して働きかけを行ってきた。バングラデシュ政府が行うこととしていた下水管渠等の整備は世銀が実施することとなった。	世銀の対応を注視しつつ、効果の発現に向けフォローしていく。 今後の援助の実施に当たっては、援助の対象となる相手国等が行う先方政府が対応する事項の実現可能性について一層注意して見極め、必要に応じて適時適切な助言を相手国に行うなどの処置を講じていく。
6	東ティモール	サメ・アイナロ上水整備計画(平成17年度:供与限度額10.64億円)	H20.2.15	本事業は、東ティモールの地方都市サメ市およびアイナロ市において、水道施設(取水施設、導水施設、配水施設等)の整備・改修を行い、当該地区での給水サービスを向上させることにより、住民に安全な水が安定的に供給されることを目指している。	平成24年度の事後評価の結果、本事業にて整備された施設では、計画されていた塩素による殺菌が実施されておらず、また、アイナロ浄水場の稼働率は19%～29%に留まっているなど、本事業の目的である「安全な水の安定供給」が達成されているとはいえないとの評価がなされた。	アイナロでは、施設を所管する上下水道衛生局の予算不足等のために、電力を十分に調達できておらず、設備の故障箇所も手当て出来ていないほか、浄水場に配置される職員数も不足しており、結果として設備稼働時間が短くなっている。 また、両地区において、施設の維持管理に関する職員の知識・技術も不十分である。 なお、東ティモール側の予算確保については、平成15年の案件形成調査の際に十分な見通しを得ていたが、平成18年の政情不安の影響でその後の予算計画に変更が生じたものである。	現在、東ティモール政府の自助努力により、サメの施設においては常時塩素消毒が行われており、アイナロにおいても、施設の故障箇所の修理が行われている。 また、我が国としては、東ティモール側の浄水施設の管理能力向上のため、我が国水道事業体の協力を得て、平成24年4月より「給水改善アドバイザー」として専門家を派遣し、運営及び技術の指導を行っている。	現在派遣中の「給水改善アドバイザー」を通じて、引き続き運営能力及び維持管理技術の向上に努めるとともに、東ティモール側の自助努力についてもフォローアップを継続する。
7	東ティモール	ディリ上水整備計画(平成16年度:供与限度額11.98億円)	H19.5.23	本事業は、ディリ市のベモス、ラハネ、ペナマウクの浄水施設及びそれぞれの浄水場の取水施設と配水施設の改修、改善、更新を行うことで、上水道施設としての機能を回復し、対象地域の住民に安全な水を安定的に供給することを目指している。	平成24年度の事後評価の結果、本事業の完了後、浄水場の稼働率が低く、浄水を行わずに配水がなされているなど、本事業の目的である「安全な水の安定供給」が達成されているとはいえないとの評価がなされた。	上水道サービスは大きく分けて「取水」、「浄水」、「送水」、「配水」の段階に分けられるが、「配水」の部分について、既存施設の容量不足や東ティモールの財務・組織体制及び維持管理技術の不十分さのために、一日の中で給水可能な時間が制限されている。 なお、東ティモール側の予算確保については、平成15年の案件形成調査の際に十分な見通しを得ていたが、平成18年の政情不安の影響でその後の予算計画に変更が生じたものである。	東ティモール側の浄水施設の管理能力向上のため、我が国水道事業体の協力を得て、平成24年4月より「給水改善アドバイザー」として専門家を派遣し、運営及び技術の指導を行っている。	現在派遣中の「給水改善アドバイザー」を通じて、引き続き維持管理の技術の向上に努めるとともに、配水施設の管理・補修等に係る東ティモール側の自助努力についてもフォローアップを継続する。
8	フィリピン	地方都市水質改善計画(平成14年度:供与限度額7.95億円、平成15年度:供与限度額7.39億円)	(第1期)H16.10.29 (第2期)H17.3.14	上水道の水質改善を目的として7水道区の浄水施設を整備する案件。	平成20年度会計検査院決算検査報告において7水道区のうち、2水道区(バニタン、ディングル・ボタン)の浄水場が運転停止している旨指摘を受けた。	ディングル・ボタン水道区については、老朽化した配水管の修復工事(フィリピン側担当)が実施されず、浄水場稼働に必要な採算性が維持できなくなったため。 バニタン水道区については、隣接するメトロロハス水道区と統合されたため。	・ディングル・ボタン水道区については、フィリピン側による老朽配水管の改修工事及び無償フォローアップ協力の結果、漏水率の低下及び浄水場の本格稼働が実現した。 ・バニタン水道区の浄水場は、メトロロハス水道区の給水需要が給水能力を上回ると稼働される見込み。昨年時点では平成26年に稼働開始が見込まれていたが、需要量の見直しにより、現時点では平成28年の稼働見込みとなっている。	バニタン水道区の浄水場に対しては、給水実績や今後の需要の動向について継続的に確認を行うとともに、再稼働に向けた働きかけを引き続き行っていく。 なお、本プロジェクトにおいては、対象水道区によりその成果が大きく分かれたため、今後、浄水施設を建設するなどの同様の協力を行っていく上では、水道事業自体の規模や体制による経営体力の違いや無収水率の違いに見られるような事業体ごとにアプローチを変えた支援(単に設備や浄水技術の改善だけではなく経営能力の改善等に対する支援を含む)及び事業の持続可能性について十分に検討を行うこととする。また、事業実施機関のみならず他の政府関係機関の体制作り・能力向上が必要であり、事前の調査等での確認、支援についても検討を行う。更に上記調査等での提言が活かされるよう事業実施機関に対して積極的に協議・助言を行うこととする。

9	フィリピン	ピナトウボ火山被災民生活用水供給事業(平成5年度: 供与限度額10.77億円, 平成6年度: 供与限度額2.65億円)	(第1期) H7.1.13 (第2期) H7.5.12	高地民族用被災民再定住地のうち10カ所における衛生的な生活用水を確保すること目的とし、井戸の建設のために必要な機材の調達及び同機材を活用したパイロット事業としての井戸建設等を実施する案件。パイロット事業終了後には、比側自己負担により、供与機材を活用しての井戸建設等を広域展開することとなっていた。	H13年度会計検査院決算検査報告において先方政府が無償による供与機材を活用して自己負担で実施することとしていた井戸等の建設が実施されず、先方政府が保管している井戸掘削機5台及びその付属品(購入価額4億9,861万余円)が十分に活用されていない状況になっていると指摘。	本件実施後、平成11年に村落給水事業の実施主体が本件実施機関である中央省庁から地方政府に移管されたものの、井戸掘削機等の機材は実施機関に保管されたままとなったため。	機材の有効利用に係る計画策定を本件実施機関である中央省庁に要請したところ、供与機材を活用するためのアクション・プランが策定された。	実施機関が作成したアクション・プランに従って機材が活用されるようにフォローアップを行う。
10	ラオス	国道9号線改修計画(平成11年度: 供与限度額12.9億円, 平成12年度: 供与限度額26.96億円 / 第二次: 平成12年度: 供与限度額1.12億円, 平成13年度: 供与限度額32.26億円)	(第1期) H13.3.29 (第2期) H14.12.16 【第二次】 H16.2.12	タイ東部とベトナム中部をつなぐ幹線道路であり、ラオス中南部を横断する国道9号線は幅員が狭く、陥没箇所、未舗装区間が多く、早急な改修が必要となっている。このような状況の下、国道9号線の未整備区間のうち、セノ〜ムアンパラン区間73km(第1工区)、ムアンパラン〜ムアンビン区間60km(第2工区)、計133kmの整備を目的として道路・橋梁の改修を行う案件。	9号線のうち、日本の整備区間は、完工後4年で損傷が確認されており、修復が必要となっているとの現地報道がある。(Vientiane Times 平成20年10月1日)	基本設計時には想定外であった、同国のセボン鉱山における金・銅の生産開始に伴う重量車両(過積載車両を含む)の通過、交通量の増加と、ラオス公共事業局の維持管理の不備。	大使館、JICAよりラオス政府に対し継続して維持管理強化につき働きかけを行った結果、一定の維持管理が実施されるに至っている。しかし、損傷が激しくなり、日常維持管理では追いつかない改良工事が不可避となったため、無償資金協力「国道九号線(メコン地域東西経済回廊)整備計画」を平成24年度に開始し、損傷の著しい区間の改修工事を実施している。また並行して、技術協力「道路維持管理能力強化プロジェクト」も開始し、ラオス政府当局の人材育成及び体制強化を図っている。	(1) 過積載防止の徹底についてラオス側に引き続き働きかけを行っていく。 (2) 実施中の左記2事業を円滑に実施し、インフラの回復と維持管理体制の強化を並行して進める。
11	キリバス	南タラワ水産業関連道路改修計画(平成18年度: 供与限度額12.85億円)	H20.2.18	キリバス国ベンオ地区、バイリキ地区、ピキニベウ地区の一部の道路(合計約10.6km)の改修をおこなう案件。	平成21年12月の記録的豪雨後に破損を受けた際、当地の新聞に「排水設計に問題があるため、道路が破損した」とのコラムが掲載される。	平成21年12月のタラワの降水量は、記録的(12月としては昭和21年の記録を63年ぶりに上回る観測史上最大)なものであったこと、日常的なメンテナンス状況が良くなかったことなどが、原因とされている。	破損が記録的な大雨によるものである可能性が大きいこと等をキリバス側に説明の上キリバス政府公共事業省に破損した道路の早期修復及び日常的なメンテナンスの実施を働きかけた。その後、現状把握、原因究明及び改善策の検討等を行うため、平成22年11月にJICAが現状を把握するための調査を実施した際、ADBが日本の協力により整備した部分も対象とした道路補修の協力を実施するという情報があったこともあり、フォローアップ協力では応急対応のみを対象とした機材供与を行い、同機材を活用してキリバス政府が補修工事を実施している。なお、前述のとおりADBとAusAIDがタラワ環礁全体の道路補修に対する協力を実施する予定であり、我が方協力区間を含み同工事が開始される見込み。	引き続き、日常的なメンテナンスの必要性を先方に説明し理解を求めるとともに、ADBによる道路の補修状況等をキリバス政府を通じてモニタリングする。
12	マーシャル	ジャルット環礁漁村開発計画(平成12年度: 供与限度額4.07億円)	H14.2.13	ジャルット環礁における漁業振興のため、漁業関連施設の建設とともに運搬船や船外機付漁船等を整備する案件。	製氷機等冷凍機関連機材が塩害により腐食が進み、使用不可能になっているとともに、船外機付漁船も多くが故障している。また、運搬船の運航に関して、当時月4回の運航を計画したが、現在は3〜4週間に1回程度に減少している。	冷凍機関連機材及び船外機付漁船については、供与後のメンテナンスが不十分であったこと。運搬船については、ジャルット環礁の水産基地にある冷凍施設の機能不全や、燃料価格の高騰により、運搬船の遠距離航海が困難になったこと。	冷凍機関連機材及び船外機付漁船については、機材の効果的な活用につき大使館、JICAより先方政府に対し継続して働きかけを行った結果、2011年1月に代替の製氷機及び船外機が整備された。また、修理可能な船外機付漁船については、海洋資源局(MIMRA)が予算措置し、同時期までに修理を行い、現在操業している。また、運搬船については、マーシャル政府が冷凍施設の機能回復を進めるなど、運搬船の運航回数の回復を図っているところ。	引き続き、冷凍施設関連機材及び船外機付漁船の使用状況等についてフォローアップを実施するとともに、運搬船の運航状況等をマーシャル政府を通じてモニタリングする。
13	ミクロネシア	コスラエ州零細漁業支援施設改善計画(平成10年度: 供与限度額2.3億円)	H12.3.1	コスラエ州オカト港、レラ港、ウトウ港に船体修理工作室、製氷器、冷凍機等を整備するとともに、浮き桟橋を改修する案件。	施設、機材が十分に活用されていない。	施設・機材供与後のメンテナンスが不十分であったことや施設利用に係る管理・指導体制に不備があったため。また、原油価格が平成10年度は13ドル／バレルであったが、平成20年度には約91ドル／バレルまで上昇したことにより、エンジンポートに依存する零細漁業の実績が大幅に縮小したため。	これまでコスラエ州政府当局と活用方法等について協議を行ってきたところ、州政府資源・経済局は、維持管理要員を配置するとともに、施設の民間業者への貸与料を積み立てて修理費や消耗品購入に当てるとなど、供与施設・機材の有効かつ適正な利用に努めており、施設運営も順調であり、水販売や魚の購入・販売活動が活発化されている。	引き続き、コスラエ州政府当局と施設の一層の活用方法等についての検討を進める。 なお、機材の供与にあたっては、運営や維持管理に係る事後監理に留意するとともに、適時にソフト面の追加支援も併せて行うことを検討する必要がある。
14	ミクロネシア	ボンペイ州タカティック漁港整備計画(平成11年度: 供与限度額7.46億円, 平成12年度: 4.59億円)	(第1期) H13.3.30 (第2期) H14.2.13	タカティック漁港の漁船用の岸壁不足を解消するとともに、経済的自立の核となっているマグロ漁業を中心とした商業漁業を振興するため、岸壁の延長、陸上施設(マグロ荷さばき棟、倉庫・事務所棟、海洋監視事務所)の整備、及び関連機材の供与を実施するもの。	マグロ荷さばき棟(関連機材を含む)が利用されていない。また、漁具倉庫が実施機関の倉庫として使用されており、計画どおり使用されていない。	マグロ荷さばき棟については、原油の高騰等のため現地漁業会社が撤退(又は倒産)したこと、その後外資系の水産商社との間で締結された運営管理契約が州政府から承認されなかったことが利用されていない主な原因である。また、漁具倉庫に関しては、関係者から利用についての応募がなかったことが計画どおり使用されていない原因である。	マグロ荷さばき棟等の有効活用に向け、先方政府に働きかけを行ってきている。州政府は、新たな運営管理者の確保に向けて入札の実施を検討しているところ。	引き続き、先方政府に対し施設の有効活用に向けた働きかけを行うとともに、先方政府の対応についてモニタリングする。
15	タジキスタン	ディアコフ国立病院医療機材整備計画(平成16年度: 供与限度額4.80億円)	H18.2.4	ドゥシャンベ市内の国立病院に対し、CTスキャン、移動型X線撮影装置、除細動器、外科技術セット等、医療機材を供与。	過剰使用により故障したCTスキャンの修理が2011年5月末に完了したが、2012年2月にCTスキャンのX線高電圧発生装置が故障し、部品交換が必要であることが判明した。	ディアコフ病院への患者集中による過剰使用又は急激な電圧変動が故障原因と考えられる。	JICAタジキスタン支所が病院技術者とメーカー技術者のやりとりを聴取の上、原因説明を行っている。	・まずは故障原因を特定し、再度の修理後の機材の安定的運用の見通しを明らかにする。その上で、病院側に自助努力による機材の修理を促し、それが困難な場合はJICAのフォローアップ協力による修理の可能性を検討する。 ・今後、機材供与案件の場合、故障した際のスペアパーツの調達を含め、メンテナンスの体制につき事前に故障時の具体的な対応を検討しておくことが必要。
16	ガボン	リーブルビル零細漁業支援センター建設計画(平成21年度: 供与限度額11.62億円)	H23.8.20	首都リーブルビルに、水揚げ桟橋や荷捌き場、小売りホールを建設し、製氷機等の関連機材を導入するもの。	落成式から1年以上経過したが、ガボン側負担の防波堤が建設されていないため零細漁船が着岸できず、零細漁業支援センターが未稼働の状態が続いている。また、ガボン側負担の同センターへのアクセス道路がいまだ建設されていない。	防波堤建設のためのアフリカ開発銀行からの融資計画が中止になるなど、ガボン政府の資金調達が困難となったため。	2012年以来、複数回にわたり、大使館から所管の漁業総局長、漁業大臣、首相、大統領に対して、防波堤建設の要請をしてきた。現在、政府が建設に係る調査費用の捻出方法を検討中。また、当初予算よりも建設コストを抑えるため、新漁業総局長(2013年3月着任)のイニシアティブにより、岩を海に投下する捨石方式の堤防の導入を模索中。	先方政府による予算確保を引き続き求めていく。平行して、大使館及び当地水産行政アドバイザーより、同センターへのアクセス道路建設の完了、仲買人・小売人の組織化を引き続き呼びかけていく。 施設建設を行う支援については、先方負担が未実施の場合でも一定の効果が発現できるよう、事前調査において支援内容を十分に調査・検討していくことが重要。
17	ケニア	中央医学研究所感染症及び寄生虫症対策施設整備計画(平成16年度: 供与限度額9.88億円)	H17.11.24	HIV/エイズ、マラリア、寄生虫などによる感染症対策のアフリカにおける拠点である中央医学研究所に対し、敷地内において、感染症および寄生虫症対策用の血液検査キット製造施設と研修施設を整備する案件。	ケニア中央医学研究所(KEMRI)が製造しようとしていた製品が右に挙げる理由などから主流とならず、当初想定されていた製品の需要が見込めなくなったことから、供与された製造施設の一部が、未だ十分には活用されていない。	感染症対策、特にHIV/エイズの分野は、技術や対策の潮流の変化が極めて激しく、WHOのガイドラインを踏まえてケニアにおいても迅速診断キットによる検査へと政策変更されたことから、当初製造を予定していた診断用検査キットについては、需要がみこまれなかった。かかる可能性を見据えた調査が十分行われなかった。	施設の効果的な活用につき大使館、JICAより先方政府に対し継続して働きかけを行うなどの対応を行ってきた。KEMRI製造部門を実施機関とする地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)「ケニアにおける黄熱病およびリフトバレー熱に対する迅速診断法の開発とそのアウトブレイク警戒システムの構築プロジェクト」が、2012年1月より開始された。同技術協力にて派遣されている専門家及び長崎大学の研究チームが、黄熱病研究のためKEMRI施設を利用しているが、上述のWHOの政策や市場環境の変化により、現時点ではKEMRIで製造可能なキットの需要が認められず、KEMRIの製造施設は十分には使用されていない。同技術協力では、黄熱病等の迅速診断キットの開発を行う予定であり、本件施設及び機材の利用を検討している。	製造施設の有効利用について、科学技術協力プロジェクトによる利用振りを注視しつつ、引き続きKEMRI側と協議していく。KEMRIでは、現在、第四世代のHIV/AIDS 検査キットを開発中で、近くISOの規格を取得する予定。これによりWHOの基準をクリアできれば、ケニア政府向けの納入が可能となり、施設を活用した製造を開始可能となる。これらの進捗につき、引き続きフォローする。 機材供与を伴う支援は、事前調査時点のみならず、将来に渡ってのニーズ予測を、ニーズに影響する外部要因(本件では、WHOの推奨スペック決定動向)の分析も含めて、徹底して行うことが肝要。

18	ザンビア	リビングストーン市道路整備計画(平成20年度:供与限度額9.86億円)	H22.3.9	リビングストーン市から南部国境に至る幹線道路約13kmの舗装の改修及び付帯コンクリート構造物(歩道、排水施設、縁石、街路照明等)の整備	2010年3月、施工したコンクリート製道路脇の側溝の蓋が明らかに粗悪な状況であるにも関わらず、ザンビア政府に引き渡した。また完工直後から、施工したアスファルト道路の全線にわたり表層の流動化と思われる轍ぼれ等が発生し、ザンビア政府から本件を実施した施工業者およびコンサルタントに対して、全線にわたる補修工事の実施が求められている。	コンクリート構造物については、施工における仕様からの逸脱、施工監理における不備が原因であることが確認されている。一方、アスファルト表層の不具合の原因については、2013年2月時点で特定できていない。	コンクリート製の側溝の蓋の不具合は、2011年9月に補修を完了した。 一方、アスファルト表層の不具合は、2011年10月に実施した調査の結果、異なる場所8か所から採取した全てのサンプルにおいて、契約仕様からの逸脱が確認されたものの、アスファルト道路表面の不具合との因果関係は明確になっていない。 2013年2月現在、ザンビア政府は補修工事を早急に実施したい意向であり、外務省および在ザンビア日本国大使館は、ザンビア政府の側面支援を行っている。 なお2012年11月、外務省及びJICAは、本工事を実施した施工業者およびコンサルタントに対して、本件において業務を粗雑に行ったという理由で、一定期間ODA事業への参加を認めない措置を実施した。	ザンビア政府は、本件補修工事の実施に向け、法的解決を含む対応を検討している。 外務省および在ザンビア日本国大使館は、ザンビア政府との国際約束に基づき、引き続きザンビア政府の補修工事実施に向けた側面支援を行う。一方、再発防止については、JICAにおいてアフリカにおける無償資金協力事業による道路整備のあり方(基礎研究)調査の実施を予定しており、アフリカ地域での特殊性を考慮した設計、品質管理のあり方に関する検討を行っている。	
19	ジンバブエ	チトウンギザ市下水処理改善計画(平成10年度:供与限度額21.42億円)	H12.10.13		首都のハラレ市及び近郊地域の水源であるチペロ湖に流入するニヤツメ川の汚濁軽減等のため、下水処理施設を新設するとともに、既存ポンプ施設3カ所を改修する案件。	故障した汚水圧送ポンプが修理できず、未処理の下水が一部河川に流入しており、処理施設の能力を最大限に利用することができていない。	2000年に完工、施設を引渡した後、当初予測できなかったジンバブエ政府の急進的な農地改革を端緒として政治、経済情勢が著しく不安定化し、財政事情が極端に悪化した。このため、故障したポンプの修理や交換が行われていないため。	大使館、JICAよりチトウンギザ市当局との間で、維持管理・修復について累次協議を実施。H22年8月にジンバブエ政府から改修についての要望が改めて提出されたことを受け、調査団をH23年1月に派遣し、H24年3月から開発調査型技術協力「チトウンギザ市上下水・廃棄物管理改善プロジェクト」が開始された。	現在実施中の開発調査型技術協力「チトウンギザ市上下水・廃棄物管理改善プロジェクト」を通じ、問題把握とこれらに対応する開発計画の策定を支援する。同技術協力にてマスタープランが完成した後、当該計画に沿って、故障したポンプの修理等の対応を講じるよう、同市当局へ働きかける予定。
20	ジンバブエ	ムピロ中央病院小児科建設計画(平成10年度:供与限度額11.34億円)	H12.3.15		ジンバブエ第2の都市であるブラワヨ市のムピロ中央病院小児科病棟(内・外科病棟部、手術部、外来部、新生児集中治療室、集中治療室)を建設し、関連機材を供与する案件。	新生児集中治療室の室温が適温(23度～35度)に維持できないため、同室が使用されていない。		2011年にフォローアップ協力の要請があり、2012年に新生児集中治療室(NICU)の温度調節機能の他、温水器、配電盤などの機能回復に向けたフォローアップ調査を行った。	2012年に実施したフォローアップ調査結果に基づき、対象機材の修理等機能回復を図るとともに、無償供与機材が適切に活用されるよう、維持管理に係る予算、人員の確保を引き続き求めていく。 先方の予算・人員の確保見通しの有無、その他の事業の持続可能性に関する事項を十分に検討するとともに、使用者の技術レベルに配慮し、先方による適切な維持管理、機材更新がなされる事業を計画する。
21	モザンビーク	ショクエ灌漑システム改修計画(平成13年度:供与限度額13.11億円、平成14年度:供与限度額8.85億円)	(第1期) H16.3.7 (第2期) H16.10.7	モザンビーク政府、他ドナーと協調し、灌漑システムを改修するもの。我が国は、同システムの最上流部に位置する幹線水路の改修を行い、システム全体のボトルネックを解消する案件。	日本の協力による改修部分は機能しているものの、モザンビーク政府、他ドナー工事部分が完成しておらず、想定された灌漑面積を達成していない。	当初想定された灌漑面積を達成できていないことは、調査段階において、先方政府負担事項や他ドナーの支援として実施される計画の確認が不十分であり、モザンビーク政府及び他ドナー工事部分が中止・遅延したため。	これまで大使館、JICAにより、モザンビーク政府及び関係国等に対し、灌漑システム全体の改修の早期完了を働きかけている。2010年4月以降、モザンビーク政府は、ショクエ灌漑スキーム開発マトリックス(計画)を作成し、改修資金の獲得に努め、改修が必要な部分をイスラム開発銀行等により灌漑施設改修支援を受けることが計画されている。復旧に必要な灌漑面積の7,000haの内、イスラム開発銀行は2012年8月末までに200haの修復を実施、残りは2013年末を目途に改修を実施中。	政策協議やドナー会合の場を通じ、モザンビーク政府及び関係国に対し、引き続き灌漑システム全体の改修の早期完了を働きかける。本件大規模な灌漑システムに対する支援等、我が国支援部分以外の、先方政府負担事項や他ドナーによる支援如何によって我が国の支援の効果が低下する恐れがある案件については、調査段階で先方政府負担事項と他ドナーの支援の実施をしっかりと確認し、それらの着実な実施が担保されるよう、案件開始前に書面で明確に確約を果たしておく。	
22	モザンビーク	漁船修理施設建設計画(平成4年度:供与限度額5.73億円、平成5年度:供与限度額9.07億円) 漁船修理施設整備計画(平成9年度:供与限度額7.7億円)	(第1期) H6.12.20 (第2期) H6.12.20 (整備計画) H11.2.22	エビ漁業の中心拠点であるキリマネ州には漁船修理施設がないため、ここを基地としているエビトロール船は、点検・修理のために1,000km以上離れた他州の施設を利用せざるを得ない状況にある。このような状況に鑑み、修理施設の建設を実施する案件。	H13年度会計検査院決算検査報告において、以下のような指摘があった。 「漁船修理施設建設計画」による本施設完成後、浸食により施設が影響を受け施設使用に支障をきたし、「漁船修理施設整備計画」による改修完了まで運営が停止した。エビトロール漁船等(37隻)の保守のための船舶検査等(1回／年)を行う計画となっていたが、運営開始されたH8年1月以降に修理された船舶数は、H8年は8隻(年間稼働日数56日)、H9年は5隻(同40日)であった。また、運営再開後も、H11年は10隻(同79日)、H12年は21隻(同100日)、H13年は15隻(同98日)にとどまっていた。	当初計画されていた規模の船舶検査実績が残せなかったことは、調査段階で船舶の修理の需要の変化を予測できていなかったこと、また、施設供与後の維持管理体制やスベアパーツの入手等フォローアップが不十分であった為に、施設が限定的にしか使用されなかったことが考えられる。	平成14年度にフォローアップ調査を実施し、スベアパーツを購入した。その後、平成18年までは漁船の修理実績はあったが、エビの漁獲量の減少により漁船数が減り、船舶の修理の需要が減少した。他方、近年、キリマネ港の需要の高まりに伴い、同施設による修理の需要が増しているものの施設のゲートの故障とゲート周辺の堆砂により修理できる環境にはない。 平成24年10月、大使館員がサイトを視察し、州政府関係者と同施設の管理主任と意見交換を実施した。視察の結果、設備自体の痛みは見られず、施設のゲートが錆や腐食などのため、完全な開閉が不可能なため、船舶の修理などが出来ない状況であった。先方によれば、最近、キリマネ港を利用する船舶が再び増加し始め、船舶政府の需要も伸びているため、施設の修復に関し、中央政府に依頼しているところである旨発言があった。	平成24年10月に、大使館員がサイトを視察をした際に、州政府に対し、これまでの状況及び近年の変化につき、データ等も含めた詳細なレポートを纏め、中央政府に提出するように依頼した。引き続き州政府に対し、レポートの提出を促し、早期の修復が実現するよう働きかけを行う。 漁船の建造・修理を行う案件については、調査段階において、漁船の修理の需要が継続的にあるかどうか、供与後の修理技術やスベアパーツの入手が可能かどうか、長期にわたり先方が漁船の維持管理を行えるのかどうかをよく確認する。また、完工後についても、計画通りの効果発現が見られるよう、先方の状況の変化も含めて定期的にモニタリングを実施していく必要がある。	
23	エルサルバドル、ホンジュラス	日本・中米友好橋建設計画(平成19年度:供与限度額エルサルバドル:6.50億円、ホンジュラス:6.50億円、合計13億円)	H21.7.27	中米地域を東西に結ぶ太平洋回廊と、エルサルバドルのラ・ウニオン港とホンジュラスのコルテス港を南北に結ぶ大洋間ロジスティック回廊の交差点付近に架かっている国境の橋「ゴアスコラン橋」は老朽化が進んでおり、また、我が国の有償資金協力により同橋近郊のラ・ウニオン港が整備されることにより、今後同橋の交通量が更に増える見込みであることから、新しい国境橋の建設を行う案件。	橋梁自体は完工しているものの、同橋の利用が一部車輛の通行に留まっており、全面開通に至っていない。	ホンジュラス政府負担事項である、国境管理関連施設(出入国管理、通関、検疫)の建設が遅延しているため。	ホンジュラス政府の負担事項の履行、並びに橋梁の効果的な活用につき、大使館、JICAから先方政府に対し継続して働きかけを行った結果、ホンジュラス政府は、恒久的な国境管理関連施設の建設に向け、同施設建設用地の確保、外周壁の設置等、準備を進めている。また、恒久的な国境施設が完成するまでの間の措置として、入国審査及び通関業務等の機能を有する暫定施設を設置しつつあり、同橋の早期全面通行の開始に向けて準備中である。	先方政府が、暫定的な国境施設を整備の上、当初の計画どおり同橋の全面通行を早期に開始させるかを確認しつつ、恒久的な国境管理関連施設の整備に向けて準備作業がスケジュールどおりに進むよう、適切に働きかけていく。 教訓として、案件の効果発現に際しては、国境施設建設等の先方政府負担事項の履行が必須条件となることから、計画通りの実施について相手国政府の自助努力を促すとともに、先方の体制や状況の変化の把握も含めたモニタリングを行うなど、適切に働きかけを行っていく必要がある。	
24	セントクリストファー・ネービス	零細漁業振興計画(平成17年度:供与限度額6.17億円)	H18.12.28	地方漁業振興を目的とした水産基盤施設の建設。水揚げ場が集約されることによる漁獲物の効果的な流通の実施や、製氷施設から廉価な水を購入できること、鮮度を保持した漁獲物を高値で販売できることにより、零細漁業者の経営改善、一般消費者に対する衛生的な魚介類の供給を図るもの。	2011年11月時点、①ハリケーン時の桟橋被害を軽減するために脱着できる構造の圧力ブロックが、錆で取り外しも取付も全くできない状態である。②水産施設周辺の側溝は上部から砂だけでなく家庭用ゴミが流れ込んでいることが原因となり、排水溝が詰まっている状態。また荷捌場などの排水溝出口も砂等で埋まってしまう状態。以前は消防車で洗浄していたが、2011年11月時点では十分に維持管理されていない。	①桟橋は施設を運営する水産局が、適切に圧力ブロックの取り外しを行っていなかったことが原因。②排水溝については、構造上の問題及び不十分な清掃が原因である。	2012年7月JICAフォローアップ協力調査を実施。以下の現状を確認。 ①桟橋の状況は2011年11月時点と変わらず。開口部の端部分の錆により、取付、取り外しが不可能な状態となっている。②荷捌場などの排水状況が悪く、悪臭・不衛生の原因となっている。③桟橋基部に損傷があり、放置すると桟橋本体構造に影響が出る恐れがある。	JICAフォローアップ協力にて桟橋開口部の修復、排水設備の改修、桟橋基部の修復を行う。2013年度中に対応が完了する予定。 先方実施機関には、フォローアップ協力の枠組のもとで、更なる損傷を防ぐ方策としての、適切な設備運営管理方法(ハリケーン前の圧力ブロック取り外し等)の指導を行う予定。 設計の際、設備の運営維持管理の難易度と先方実施機関の体制に十分配慮する。	
25	セントビンセント	水産センター建設計画(平成10年度:供与限度額7.76億円)	H12.1.30	首都キングスタウンにある魚市場に隣接する桟橋は小型漁船で非常に混雑しており、水揚げ作業等に支障を来している。また、地方水産拠点であるバルアリー及びシャトープレールには製氷・保存等の施設がないため、鮮度劣化による漁獲後ロスが多く発生している。このような状況を改善するため、キングスタウンの桟橋改修、バルアリー及びシャトープレールへの水産施設の建設を行う案件。	本案件で整備した水産施設3ヶ所のうち、シャトープレールに建設した水産施設が利用されていない。	先方負担事項であるプロジェクト・サイトまでの電気引き込み工事が当該施設供与後2年間に渡り、開始されなかったため、同施設の製氷機・冷蔵庫が利用できなかった。電気引き込み工事終了以降も、当該地域における人口の過疎化及び漁獲対象魚の市場価値の減少により、運営・維持管理に必要な人的及び資金の確保が困難となった。	電気引き込み工事の実施については、大使館及びJICA専門家からの再三に渡る先方政府への働きかけの結果、工事が実施された。一方で、電気引き込み後の一部の施設が十分に利用されていない状況については、JICAによる問題分析や大使館とセントビンセント水産局との問題解決に係る意見交換、JICA専門家や青年海外協力隊員による漁民の組織化支援や施設の経営指導等が行われているが、未だ問題解決には至っていない。先方政府は国内の各水産センターを、独立採算制から一元管理体制へと移行する計画であり、水産局により水産センターの電気代・水道代の負担、機械・設備の修理・メンテナンスが行われることとなったが、各センターへの人員の配置については実現していない。	引き続き、先方政府へ一部十分に活用されていない施設の有効利用への対応及び適切な人員配置を促すと共に、平成25年度から同国で開始される水産広域技術協力プロジェクトの中で、施設の有効活用について検討する。	

26	セントビンセント	オウイア水産センター整備計画(第1期 平成18年度:供与限度額5.553億円、第2期平成19年度:供与限度額8.75億円)	H21.2.27	セントビンセント及びグレナディーン諸島国農林水産省水産局が、オウイアにおける漁業施設の整備(第1期:防波護岸、斜路等、第2期:防波堤、水産センター棟、漁具倉庫棟など)を実施するための資金を供与する案件。	本事業は、オウイアに水揚げせずに漁民が独自に販売していた地曳網漁船の漁獲物をセンターで水揚げし、全量を買いつけて販売するといった社会慣習の変更を前提としていたが、これらの活動は限定的であり、本事業の主要施設である漁港部はよく活用されているにも拘わらず、水産センターへの水揚げ量などが予測を下回る結果となった。	施設の運営を行うため、水産局の指導・監督のもとに管理運営漁民組織「Owia Fisheries Complex(OFC)」が施設建設当初に設立されたが、水産局がOFCの経営方針や事業計画に対して効果的な指導・助言ができなかったため、OFCは有効な施設運営・流通体制を構築できないまま8名のスタッフを雇用し、人件費がかさんだことにより運転資金を圧迫し、事業を軌道にのせることができなかった。また、基本設計時に想定されていた社会慣習の変更は実際には限定的であり、計画の検討が不十分であった。	大使館、JICAよりセントビンセント政府に対し施設の有効活用につき継続して働きかけを行った結果、問題を重視した水産局は、2012年8月にOFCから運営を引き継いだ。2012年12月には水産局長が交代し、同施設の運営体制の再整備を進めている。現在は水産局員(水産普及員)、ドライバー、警備の3人体制で業務を行っている。現在、棧橋は使用されているが、その他付帯施設は十分な活用に至っていない。	水産局によると、今後維持管理担当および加工担当スタッフが配置される予定であり、また、用務担当を更に一名配置するための予算確保を急いでいるとのことである。今後、施設運営・管理体制および経営方針について水産局と漁民組織の取り組みをモニタリングしつつフォローに努める。
27	ニカラグア	サン・ファン・デル・スル漁業施設整備計画(平成17年度:供与限度額11.96億円)	H19.1.8	ニカラグア南部のサン・ファン・デル・スル市(太平洋側)において、現地漁業者の経営状況の改善、一般消費者への衛生上問題のない魚介類の供給を目的とした漁業施設(岸壁、防波堤、荷捌き場、製氷・貯氷室)の建設・整備を行う案件。	当該漁業施設の一部が、漁民及び仲買人により十分に活用されておらず、現時点で小規模な出荷と氷の販売等に留まっている。	燃料価格が高騰したことにより漁民数が減少したこと、また2006年以降からの当該地域における漁獲量が減少したことに伴い比較的大きな漁船団が操業拠点をカリブ海側へ移動(本件施設は太平洋側)し、取扱漁獲高が減少したことが原因。	副大統領を含む先方政府高官に対し数十回にわたり当該施設の活用に向けて働きかけを実施。また、現状把握調査を実施し、同施設の利用(水産物フェア等)などに関する提言を先方政府に提出した。その結果、漁港内に無線機が整備された他、今後、燃料スタンドが開設される見込みとなった。また、現政権は2011年4月に「SJDS漁港経済活動強化支援計画」を策定し、加工・輸出業に携わった経験を持つ責任者が施設長となるとともに、漁港が漁民から買い取った魚を加工し販売するための施設改修等に必要な費用の融資や、輸出に必要なHACCP認証の手続き等を行っている。さらに漁業施設の利用を希望する民間会社Cuatro Estaciones社と契約を行うことにより、施設の活用が進みつつある。	「漁港経済活動強化計画」含め、先方イニシアティブを尊重しつつ、漁業施設の更なる活用がなされるように必要な支援を検討する。具体的には、漁業施設の活用に係る助言を含む水産分野個別専門家派遣による支援、同国の漁業開発推進に必要な支援内容の検討。今後類似の案件の検討にあたっては、主要漁船団の動向につき十分注意していく。
28	ボリビア	医薬品供給センター整備計画(平成18年度:供与限度額7.61億円)	H20.3.14	医薬品供給センター(CEASS)の中央センターの施設建設及び中央・地方センターの機材整備を行う案件。	屋根、壁、床に損傷箇所がある。また、一部十分使用されていない機材(錠剤包装機)がある。現地新聞等にて、医薬品が備蓄されておらず施設が十分活用されていないと報道された。	施設の損傷の直接的な原因は不明であるが、既に修復済み。供与機材の未使用及び医薬品の備蓄についてはCEASSの人員交代によるもの。十分使用されていない機材(錠剤包装機)がある要因は、包装された医薬品の流通が一般化してきているという、医薬品市場の急速な変化が生じたため。	施設の損傷箇所について、修復方法に対する技術的な助言を、設計・施工監理を担当したコンサルタントより得た。その助言に基づき、屋根、壁、床の不具合は2011年度中に修復が全て完了した。十分使用されていない機材(錠剤包装機)の有効活用に対し、大使館が保健スポーツ省へ申し入れを行った結果、同機材を使用する計画があるとの報告を受けた。また、医薬品倉庫の活用に対する申し入れを、大使館から保健スポーツ大臣へ行い、その結果、ボリビア側による医薬品の調達も順調に行われ、現在、倉庫には多くの医薬品が備蓄されている。	今後、キューバより錠剤薬品を輸入してCEASSで包装する計画が予定されており、本事業で調達した錠剤包装機が活用される見込み。医薬品供給を向上させるための事業を計画する際には、錠剤包装機の供与は、機器の維持管理能力、医薬品市場の動向、費用対効果(錠剤を大瓶で購入し自前で包装するオプションと包装済みの錠剤を購入するオプションを比較)の観点から慎重に検討する必要がある。
29	タジキスタン、アフガニスタン、カンボジア、ラオス他	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画		系統連系型太陽光発電システムの資機材(太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー、計測監視装置、気象観測装置等)の供与	国会議員より、主に以下の4点の指摘を受けている。 (1)kWあたりの事業単価が、日本国内の標準的な価格と比較して、高価ではないか。 (2)プロジェクトを準備する時間が短すぎたのではないか。 (3)費用対効果の観点も評価基準に含まれるべきではないか。 (4)交換公文に具体的な事業内容を規定すべきではないか。	(1)本事業は経済危機対策として我が国の太陽光発電システム関連技術を諸外国に広く紹介することを主目的としており、日本法人メーカーに限定して調達を行った結果、国際輸送費や邦人技術者の出張費等が上乗せされた。我が国の太陽光発電システムのPR効果を狙い、人目には触れるが広さを確保できない場所(屋上等)に設置する計画であったため、施工費等が相対的に上昇することが見込まれた。太陽電池モジュールの価格下落が始まる前に積算が行われた。応札リスクが高い国や市場規模が極めて小さい国については、応札業者が少数になる傾向があり、これらについて単価が高くなる傾向があった。 (2)当時の景気後退への対処、太陽光発電に係る市場競争戦の激化、COP15交渉プロセスへの考慮といった事情により、緊急の実施が求められていた。 (3)先例のない日本製システムを短期間で導入した国が多く、当該国においてコスト評価のために参考とできる類似事業がなかった。 (4)交換公文締結後に先方政府等により、事業実施の基礎とする事情等が変更される場合もあるため、交換公文に事業の詳細まで規定することは適切とは考えられない。	先の原因を分析し、今後右記の改善策を講じることとした。	①入札参加企業拡大のための取組を継続して検討する。 ②より十分な調査を実施の上で、案件内容を一層慎重に精査する。 ③日本国内の事業で導入される機材と同種の機材を調達する場合には、(ア)当該部分について国内の類似の事業等を参照するなど、事業の費用対効果について何らかの形で事前評価を行うこととし、この点を案件採択時の調査項目に加える、(イ)各被供与国・サイトの環境や事情に応じて追加的に機材や工事が必要となる部分についてもそのコストを明示するなど、適正な比較が行えるよう工夫する。